

市民事業支援制度「都市部における市民事業への支援」に対する方策の検討**第38回市民事業専門委員会(H25. 7. 8) 検討事項概要**

- (1) 都市部の市民団体と水源保全地域で活動している団体の両者が協働して、都市部で行う普及啓発・教育事業を支援する枠組みを作る。
- (2) 市民団体の会員が、(公財)かながわトラストみどり財団が主催する「県民参加の森林づくり事業」等への参加実績を要件として、市民団体が実施する水源地域以外の普及啓発・教育事業を支援する。

第39回市民事業専門委員会(H25. 9. 11) 検討事項概要

- (1) 都市部で活動している団体が水源地域で活動している団体のところへ出向き、水源地域で活動している人たちとの協力関係を築ける仕組み
- (2) 既に市民事業支援補助金を受けている団体と連携したフィールドワークを普及啓発・教育の中に組み入れ、水源地域で活動している団体の活動に参加するための費用を補助対象とする。水源地域での経験をもとに都市部で普及啓発・教育事業を実施するために要する費用を補助対象とするという仕組みを作る。

○25年度については、現行制度の中で、都市部での活動も補助対象事業となり得ることを、特に、都市部に拠点を置く市民団体に積極的に周知し、補助事業申請団体の増加を図る。そして、都市部で活動している団体が水源地域へ出向いていただく、また、水源地域で活動している団体と連携した取組を行っていただくよう、情報提供を行う。

- ① 1月から始まる補助事業募集期間前(概ね1ヶ月前)に、補助制度のリーフレットを配布し、補助事業への申請を検討していただくよう、事前周知を図る。
- ② 「県のたより」平成26年1月号で、市民事業支援補助金の特集記事を掲載し、補助事業の周知を図る。
- ③ 募集案内で、25年度に本補助事業を活用して活動している団体を紹介する。
→連携した活動を実施していただくきっかけにさせていただく。
- ④ (公財)かながわトラストみどり財団が実施している、「県民参加の森林づくり」の活動スケジュールを、申請団体に紹介する。
→水源保全地域で実施している活動のひとつとして情報提供し、水源保全地域へ出向くきっかけにさせていただく。